

第7回 中村川流域治水緊急対策 推進会議

<会議概要>

「中村川流域治水緊急対策推進会議(令和4年11月25日設置)」の第7回会議を開催しました。
会議では、令和8年度中の流域水害対策計画策定を想定したスケジュール、各機関における緊急対策の進捗状況、今年度の取組状況について情報共有を図りました。

<概要>

日時：令和7年7月23日(水) 13:30~14:30
場所：Web会議
出席者：別添出席者名簿の通り

<議事>

- (1) 特定都市河川と流域水害対策計画について
- (2) 規約改正
- (3) 緊急対策のフォローアップについて

<情報提供>

県河川砂防課：流域治水キャンペーン等について

<結果>

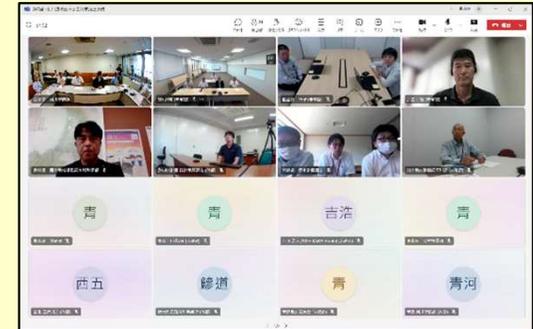
- ・各機関の組織改編に伴う規約の改正を行った。
- ・流域水害対策計画の策定に向けた今後の方針について各機関から了解を得た。
- ・各機関における緊急対策の進捗状況、今年度の取組内容について情報共有を図った。

<今後の予定>

- ・来年度中の流域水害対策計画策定に向け、9月以降に第8回会議を開催して協議を進める予定。



会議の開催状況



第7回 中村川流域治水緊急対策 推進会議 ＜構成員からの主な発言内容＞

青森県 県土整備部



県土整備部長

- 流域一体となった、浸水被害防止対策の充実強化を図ることを目的として、昨年7月31日に中村川が特定都市河川に指定された。
- 今後は、法定計画である流域水害対策計画の策定に向けて、皆様とともに議論を進めていく必要がある。
- 住民や企業の方々を含めた流域のあらゆる関係者が主体的に参画し、下流の方は上流のこと、上流の方は下流のことに思いをはせながら取り組みを進めていくことで、初めて流域治水は成立する。
- 本日まで出席の皆様、忌憚のないご意見をいただきたい。

鱒ヶ沢町



鱒ヶ沢町長 (Web)

- 令和4年度の災害発生以降、中村川の流域治水の取り組みは非常に順調に進んできている。
- これは、県をはじめとした関係機関の皆様のご理解ご協力の賜物だと考えている。
- 河川改修としては、激特事業（河川激甚災害特別緊急事業）が令和8年度で終了することとなるが、その後も中村川流域水害対策計画に基づいた流域対策が実施されることにより、地域の安全度が更に向上していくことが見込める。
- 今後も、関係機関の皆様のご協力をお願いしたい。